

I 相続税の調査等の状況

1 令和2事務年度における相続税の実地調査の状況

令和2事務年度においては収集した資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案など、大口事案や悪質な不正が見込まれる事案について、実地調査を実施した結果、**1件当たりの追徴税額（758万円）が対前事務年度比132.7%**となりました。

○ 相続税の調査事績

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	1,451 件	653 件	45.0 %	
②	申告漏れ等の非違件数	1,231 件	585 件	47.5 %	
③	非違割合 (②/①)	84.8 %	89.6 %	4.8 ポイント	
④	重加算税賦課件数	266 件	149 件	56.0 %	
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	21.6 %	25.5 %	3.9 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	397 億円	211 億円	53.3 %	
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	92 億円	53 億円	58.1 %	
⑧	追徴 税額	本税	71 億円	42 億円	59.1 %
⑨		加算税	12 億円	8 億円	63.3 %
⑩		合計	83 億円	50 億円	59.7 %
⑪	1 実 地 当 た り 調 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注)	2,733 万円	3,237 万円	118.5 %
⑫		追徴税額 (⑩/①)	571 万円	758 万円	132.7 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 令和2事務年度における相続税の簡易な接触の状況

実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和2事務年度においては、**申告漏れ等の非違件数（301件）**が対前事務年度比**107.9%**と増加し、**簡易な接触1件当たりの追徴税額（49万円）**も対前事務年度比**103.5%**となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	簡易な接触件数	1,210 件	1,167 件	96.4 %	
②	申告漏れ等の非違件数	279 件	301 件	107.9 %	
③	回答等の件数 <small>(注1)</small>	398 件	311 件	78.1 %	
④	申告漏れ等の非違及び回答等の件数 (②+③)	677 件	612 件	90.4 %	
⑤	非違及び回答等の割合 (④/①)	56.0 %	52.4 %	▲3.4 ポイント	
⑥	申告漏れ課税価格 <small>(注2)</small>	46 億円	50 億円	108.9 %	
⑦	追徴税額	本税	540 百万円	540 百万円	100.0 %
⑧		加算税	27 百万円	26 百万円	96.9 %
⑨		合計	567 百万円	566 百万円	99.9 %
⑩	1 簡易な接触	申告漏れ課税価格 (⑥/①) <small>(注2)</small>	381 万円	430 万円	112.9 %
⑪	当たりの接触	追徴税額 (⑨/①)	47 万円	49 万円	103.5 %

(注) 1 「回答等の件数」とは、無申告が想定される者への書面照会に対する回答件数や、書類の提出依頼に対する書類提出件数のことをいう。

2 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

II 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する調査状況

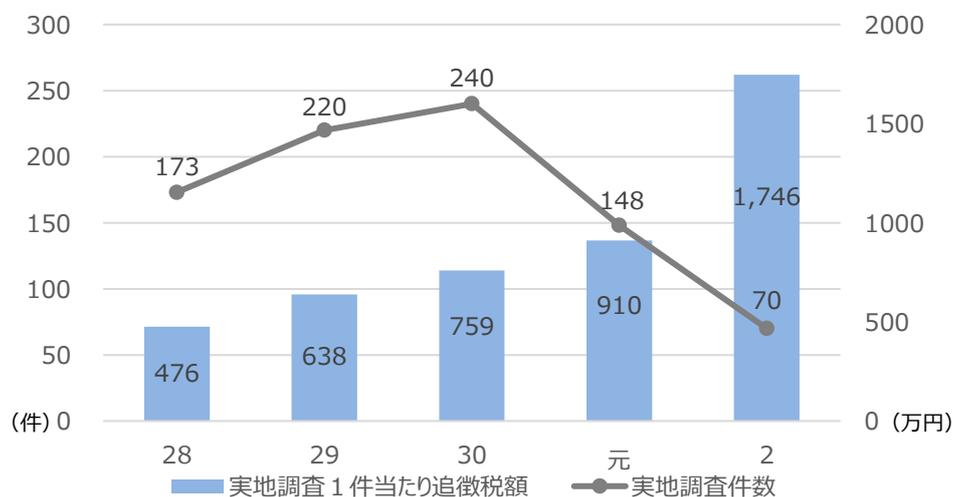
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和2事務年度においては、**実地調査1件当たりの申告漏れ課税価格（1億58万円）**が対前事務年度比**126.7%**と増加し、**追徴税額（1,746万円）**も対前事務年度比**191.9%**となりました。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等			
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比	
①	実地調査件数	148 件	70 件	47.3 %	
②	申告漏れの非違件数	122 件	63 件	51.6 %	
③	非違割合 (②/①)	82.4 %	90.0 %	7.6 ポイント	
④	申告漏れ課税価格	117 億円	70 億円	59.9 %	
⑤	追徴税額	本税	1,097 百万円	989 百万円	90.1 %
⑥		加算税	250 百万円	233 百万円	93.4 %
⑦		合計	1,347 百万円	1,222 百万円	90.7 %
⑧	1 実地調査 件当たり	申告漏れ課税価格 (④/①)	7,938 万円	10,058 万円	126.7 %
⑨	2 実地調査 件当たり	追徴税額 (⑦/①)	910 万円	1,746 万円	191.9 %

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 海外資産関連事案に対する調査状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和2事務年度においては、**海外資産に係る非違1件当たりの申告漏れ課税価格（2,429万円）が過去5年間で最高となりました。**

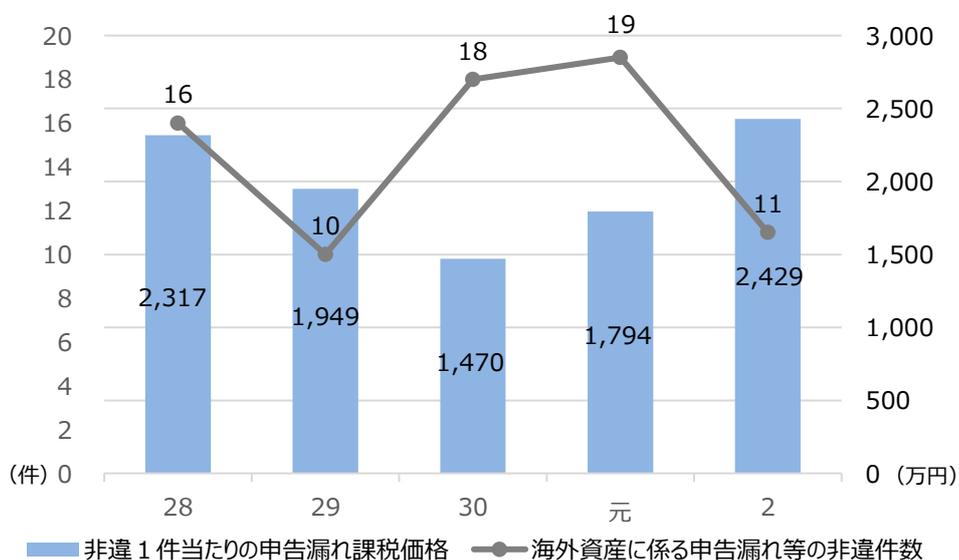
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		対前事務年度比	
	令和元事務年度	令和2事務年度	令和元事務年度	令和2事務年度
① 海外資産関連事案に係る実地調査件数	97 件	65 件	67.0 %	
② 海外資産に係る申告漏れ等の非違件数	81 件 19	53 件 11	65.4 %	57.9
③ 海外資産に係る重加算税賦課件数	17 件 4	10 件 -	58.8 %	0.0
④ 海外資産に係る申告漏れ課税価格	2,684 百万円 341	2,032 百万円 267	75.7 %	78.4
⑤ ④のうち重加算税賦課対象	554 百万円 191	286 百万円 -	51.6 %	0.0
⑥ 非違1件当たりの申告漏れ課税価格（④/②）	3,313 万円 1,794	3,833 万円 2,429	115.7 %	135.4

(注) 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうち海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 左肩数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る調査事績の推移



3 贈与税に対する調査状況

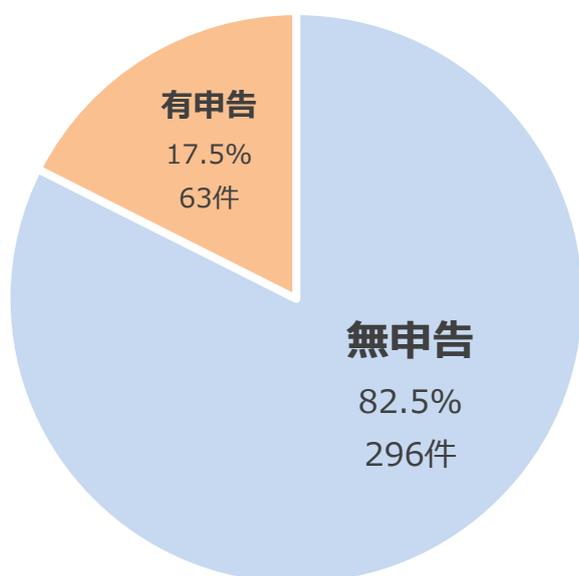
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和2事務年度においては、**実地調査1件当たりの追徴税額（149万円）が前事務年度比120.3%**となりました。

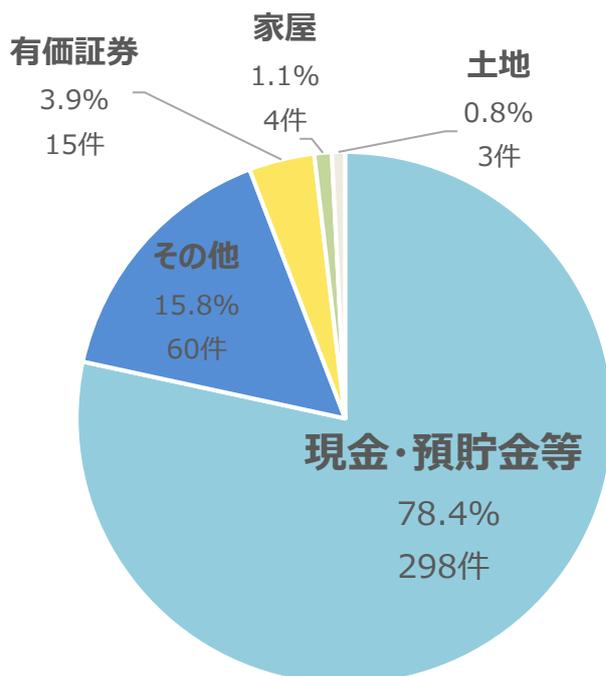
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和元事務年度	令和2事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	597 件	363 件	60.8 %
②	申告漏れ等の非違件数	569 件	359 件	63.1 %
③	申告漏れ課税価格	29 億円	18 億円	63.7 %
④	追徴税額	741 百万円	542 百万円	73.1 %
⑤	1 実地調査 件当たり 申告漏れ課税価格 (③/①)	481 万円	504 万円	104.7 %
⑥	1 実地調査 件当たり 追徴税額 (④/①)	124 万円	149 万円	120.3 %

○ 申告漏れ等の非違件数の状況

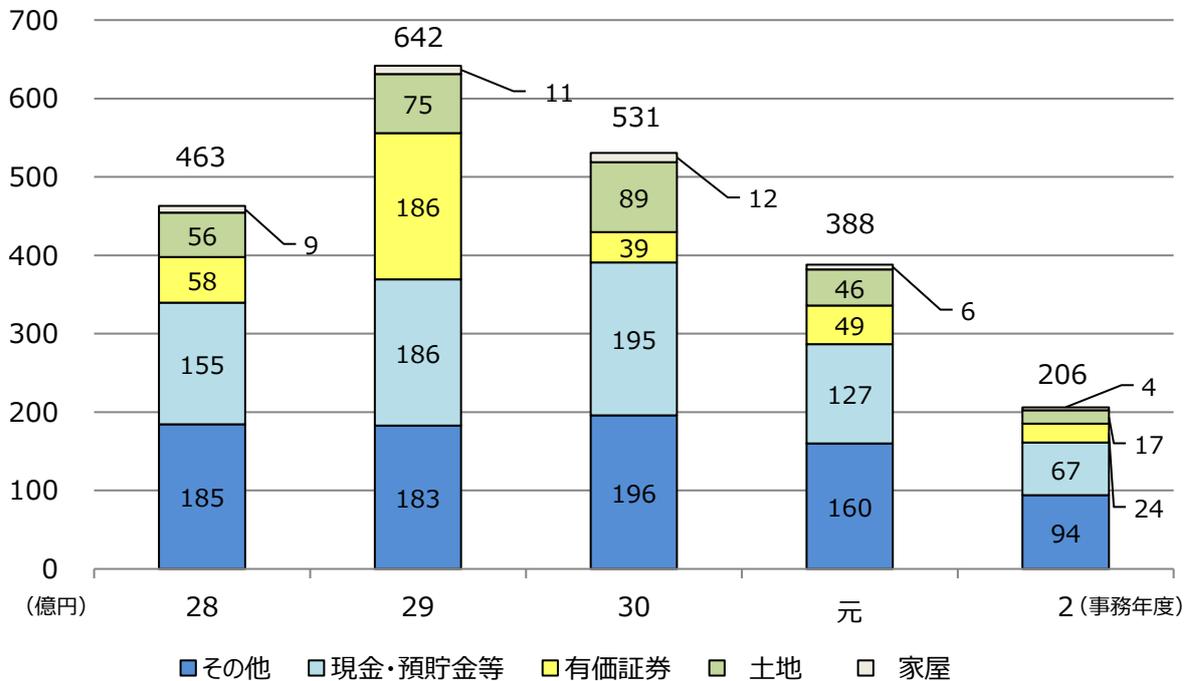


○ 調査事績に係る財産別非違件数



Ⅲ 参考計表

1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

